

中野区教育委員会会議録 平成20年第8回定例会

○開会日 平成20年8月29日（金）

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 10時12分

○出席委員（5名）

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員長職務代理	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会教育長	菅 野 泰 一

○欠席委員（0名）

○出席した事務局職員（7名）

教育委員会事務局次長	竹 内 沖 司
教育経営担当課長	小谷松 弘 市
学校再編担当課長	青 山 敬一郎
学校教育担当課長	寺 嶋 誠一郎
指導室長	入 野 貴美子
生涯学習担当参事	村 木 誠
中央図書館長	倉 光 美穂子

○書記

教育経営分野	松 島 和 宏
教育経営分野	吉 田 真 美

○会議録署名委員

委員長	高 木 明 郎
教育長	菅 野 泰 一

○議事日程

日程第1 第49号議案 中野区立体育館条例の一部改正手続について

日程第2 第50号議案 中野区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

午前10時00分開会

高木委員長

おはようございます。

ただいまから教育委員会第8回定例会を開会いたします。

本日の出席状況は、全員でございます。

本日の会議録署名委員は、教育長をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入ります。

<日程第1>

高木委員長

日程第1、第49号議案「中野区立体育館条例の一部改正手続について」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

生涯学習担当参事

それでは、第49号議案、中野区立体育館条例の一部改正手続につきまして、議案を上程させていただきます。

提案理由は、鷺宮体育館軽体操室の単位時間及び限度額を変更する必要があるというものでございます。恐れ入りますが、2枚目に新旧対照表をご用意させていただいておりますので、こちらをごらんいただきたいと思います。

本改正手続につきましては、既に教育委員会でご協議をいただいております。その中で経過等については私のほうからご説明させていただいておりますので、本日は、改正にかかわる部分につきましてご説明を申し上げます。

別表第2にかかわります軽体操室の単位時間、現在は、右にございますが、「午後（1時～5時）」を二つに分けて、午後1（1時～3時）、午後2（3時30分～5時30分）、利用料金の限度額を現行800円からそれぞれ400円に改めるものでございます。

附則をごらんいただきたいと思います。この条例は、平成21年3月1日から施行いたしますが、ただし、附則第3項、「改正後の別表第2の2(1)ウの表の規定による軽体操室の使用のために必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる」。これにつきましては、公布の日から施行するというものでございまして、これは予約の開始日につきまして、来年の3月1日から施行ということになりますと、体育館にかかわります予約のルールが3カ月前、したがって、使用する日が3月1日ですので、3カ月前、12月21日から予約開始が可能だということをお知らせいたします。

それから、2といたしまして、改正後の別表2のこの規定は、条例の施行日以後の軽体操室の使用に係る単位時間及び限度額について適用し、施行日前、したがって2月28日

前の軽体操室の使用に係る単位時間及び限度額については、なお従前の例による、現行の例によるというものでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

大島委員

こういうふうな午後の時間帯を二つに分けたということのようなのですけれども、区民の方から、この利用に関してこういうご要望などはあったのでしょうか。

生涯学習担当参事

具体的に区民の方からもご要望はございましたし、それから、利用団体にアンケート調査を実施しております。それから、ここに運営協議会というものを持ってございまして、それらのご意見もちょうだいし、歓迎するというので、このようにしてほしいという、そういうご要望にこたえる形で今回手続をとらせていただきたいものでございます。

山田委員

確認いたしますが、利用料の徴収方法を教えてください。

生涯学習担当参事

予約が確定した日から2週間以内に、当該体育館または他の体育施設等に出向きまして利用料金を支払うというルールになってございます。

山田委員

現金で支払うということですね。

生涯学習担当参事

はい、そのとおりでございます。

高木委員長

ほかに質疑はございませんか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決したいと思います。

ただいま上程中の第49号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

高木委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

<日程第2>

高木委員長

続きまして、日程第2、第50号議案「中野区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

教育経営担当課長

それでは、第 50 号議案「中野区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、教育委員会の管理運営を改める必要があるということでございます。今回のこの会議規則の改正の中心になるものとしていたしましては、現在、教育委員会の会議につきましては、定例会、臨時会及び協議会という形で規定されてございますが、これを協議会を廃止いたしまして定例会、臨時会に統一するというものでございます。

それでは、新旧対照表がついてございますので、そちらのほうで詳細をご説明申し上げたいと思います。

まず、この新旧対照表でございますが、第 2 条のところをごらんいただきたいと思います。現行のところ、教育委員会の会議の種類につきましては、「定例会、臨時会及び協議会とする」となっておりますが、これを委員会の会議の種類といたしまして、「定例会及び臨時会とする」というふうに整理をしております。

それからまた、第 2 項のところでございますが、現行におきましては、「定例会は、毎月第 2 金曜日に開会し」となっておりますが、これを定例会につきましては「毎週金曜日に開会し」というふうに改めたいと思います。

それから、第 4 項のところをごらんいただきたいと思います。現在、現行の規則におきましては、定例会、臨時会に付議すべき案件といたしまして、これを議決案件ということでこれだけを定めておるわけでございますが、先ほど申しましたとおり、現在、協議会で行っております協議すべき事案、また報告すべき事案、その他、それ以外に係ります、現在協議会の中で行っております、例えば教育現場の視察であるとか、そういったものも含めまして、すべて定例会及び臨時会に付議すべき事案ということで整理を図っております。

それから、現行の第 5 項のところでございますが、これは協議会を廃止いたしまして、定例会に付議すべき事案として「協議すべき事案」を含めるということから、この項につきましては削除いたします。

次に進みまして、現行の第 21 条のところをごらんいただきたいと思います。ここでは「会議録の記載事項等」ということで記載してございますけれども、その中で、現行の会議録の作成につきましては、定例会につきましては「議決事項及び議事の概要」というふうになってございます。これにつきましては、改正案のところ、第(4)号といたしまして「議決事項、協議事項及び報告事項」というふうに変更いたしまして、それから「議事の概要」ということにつきましては、「議事の経過」というふうに記載いたします。これは既に現行の会議録につきましては、テープ反訳という方法で発言の全文が掲載されてございますが、それを踏まえてこのような形に改めるというものでございます。

それから、現行の最後のところでございます第 24 条は、現在、協議会を独立する形で会議の種類として設けておまして、それにつきましては、定例会の規則を準用するという形になってございますが、協議会を廃止いたしますので、この部分につきましては削除をするということといたします。

なお、附則といたしまして、この規則につきましては、公布の日から施行を図りたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

大島委員

質問ではないのですけれども。

私も、もともと協議会というのが独立したものとして設けられているという意味というのがよくわかりませんでして、そういうふうに分ける必要があるのだろうかというのをちょっと疑問に思っていたところもあります。今回の改正はむしろ、今行っている現状に合わせるといような意味があるのではないかと思いますので、このように定例会、臨時会という二つに絞るといのは、現状にも合っていてよろしいのではないかというふうに個人的には思っております。

高木委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決したいと思います。

ただいま上程中の第 50 号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

高木委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

以上で、本日の日程を終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第 8 回定例会を閉じます。

午前 10 時 12 分閉会